

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン事業）に
おける肥育牛1頭当たりの生産者積立金の額について

平成30年 4月 6日

関係各位

公益社団法人 香川県畜産協会

平成30年度（平成30年4月から平成31年3月）肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン事業）における肥育牛1頭当たりの生産者積立金の額について、業務方法書第17条に基づき、下記のとおり定めたので、通知します。

1. 肥育牛1頭当たりの生産者積立金の額

区 分	積立金単価
肉 専 用 種	5,000円
交 雑 種	13,000円
乳 用 種	11,000円